ご存じですか？『男女共同参画社会基本法』の理念

本誌6月号で「男女共同参画に関する町民意識調査結果報告」の概要をお知らせしましたが、そこで紹介できなかった項目に「**『男女共同参画社会基本法』について、見たり聞いたりしたことがありますか？**」という設問があり、結果は左のグラフのとおりです。

『男女共同参画社会基本法』について、見たり聞いたりしたことがありますか？

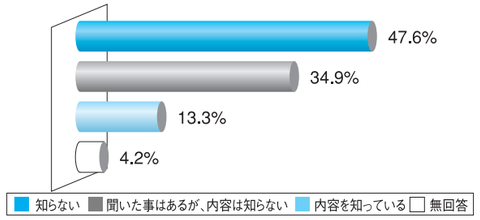

平成15年に実施した調査の結果と比べると、「知らない」人の割合が15・5ポイント減少していますが、まだ半数近い人が「知らない」と答えています。ここでは『男女共同参画社会基本法』の理念を紹介します。

この法律では、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念を定めています。

5つの基本理念

1 **男女の人権の尊重**
男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

2 **社会における制度又は慣行についての配慮**
固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう社会の制度や慣行について考えていきましょう。

3 **政策等の立案および決定への共同参画**
男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。

4 **家庭生活における活動と他の活動との両立**
男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるようにしましょう。

5 **国際的強調**
他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。

（内閣府男女共同参画局資料より）

『男女共同参画社会基本法』では、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮し、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、ともに夢や希望を実現できる「男女共同参画社会」。この実現のためには一人ひとりの理解と行動が必要です。男女がともに参画するまちづくりにこれからもご協力をお願いします。

問い合わせ／人権推進課（☎581・2121内線411）へ。

男女共同参画 ドメスティック・バイオレンス パネルを展示しました！

6月は男女雇用機会均等月間と男女共同参画週間の月でした。この期間中には、全国各地で男女共同参画社会の形成の促進を図る各種のイベントが開催されました。

町では6月15日から19日まで、『男女共同参画社会基本法』と「ドメスティック・バイオレンス」のPR用パネルを庁舎1階ロビーに展示し、来庁された皆さんにご覧になっていただきました。自分とパートナーとの関係について考える機会になったでしょうか。

今後も男女共同参画講演会等を開催するなど、PRを続けていきます。

長寿（後期高齢者）医療制度の被保険者の皆さんへ

現在交付されている「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は平成21年7月31日までとなっています。そのため、新しい被保険者証を7月中旬に送付しますので大切に保管し、8月からは新しい被保険者証を使用してください。

有効期限の切れた被保険者証は、8月以降、町民課へ直接返却してください。

自己負担割合の確認をお願いします

8月1日を基準日として一部負担金割合の負担区分判定が行われます。

平成20年中の住民税の課税所得が145万円未満の場合、一部負担金割合は「1割」です。

課税所得が145万円以上の被保険者が同一世帯にいる場合は現役並所得者として、「3割」になります。

ただし、その該当者の前年の収入の合計額が、383万円未満（2人以上の場合は520万円未満）の場合は、申請し、認められると「1割」になります。

保険料納付通知書を発送します

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、保険料の本算定を実施し、被保険者の一年間の保険料を決定します。町からは、保険料額が記載された納付通知書を7月中旬にお手元に届くよう発送しますので、記載内容をご確認ください。

保険料の納付について

●特別徴収（年金からの天引き）

今年2月まで特別徴収で納付していた方は、本年度も特別徴収となり、保険料が年金から天引きされます。天引きされる額を記載した保険料額決定通知書を郵送しますので、ご確認ください。

●普通徴収

今年4月以降に75歳になった方、転入した方、年金が年額18万円以下の方、特別徴収中止の申請をした方等は普通徴収になります。7月から来年2月までの計8回、納付通知書により金融機関等で納付をしてください。

また、すでに口座振替を申し込んだ方については、指定日に口座から引き落としになります。口座振替をご希望の方は、最寄りの金融機関でお申し込みください。申し込んだ翌月からの振替になります。

なお、昨年10月以降に75歳になった方や10月以降に転入した方等は、今年10月から特別徴収が開始される場合があります。この場合、納付通知書の特別徴収の欄に金額が記載されていますので、ご確認ください。

社会保険等の被扶養者

長寿（後期高齢者）医療制度加入前に、社会保険等の被扶養者だった方は、今年も引き続き保険料が軽減されます。保険料の「所得割額」は賦課されません。「均等割額」の9割が軽減されますので、残った1割分を納めていただきます。

納付方法の変更について

年金からの保険料の天引きを中止したい場合は、「納付方法変更申出書」を提出する必要があります。ただし、これまでの納付状況等から変更申出が認められない場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ／町民課（☎581・2121内線110）へ。

70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の皆さんへ

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方には、「国民健康保険高齢受給者証」が交付されています。現在交付されている受給者証の有効期限が平成21年7月31日となっていますので、8月1日を基準日として、平成20年中の所得をもとに負担区分判定を行い、7月末までに新しい高齢受給者証を送付します。記載内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

一部負担金割合（1割・3割）の判定基準

平成20年中の住民税の課税所得が145万円未満の場合、一部負担金割合は「1割」です。

課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者が同一世帯にいる場合は、現役並所得者として「3割」になります。

ただし、その該当者の前年の収入の合計額が、383万円未満（2人以上の場合は520万円未満）の場合は、申請し、認められると「1割」になります。

また、同一世帯の方が長寿（後期高齢者）医療制度に移行し、国保被保険者が一人となったことにより、一部負担金割合が「3割」になった場合、収入が383万円以上（課税所得が145万円以上）で長寿（後期高齢者）医療制度に移行した方を含めた収入の合計が520万円未満の場合は、申請し、認められると「1割」になります。

※一部負担金割合が「1割」と判定された70歳以上75歳未満の方の自己負担割合は、平成22年4月1日から「2割」になる予定です。

問い合わせ／町民課（☎581・2121内線107）へ。